

予防接種を受ける際、 保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です

定期の予防接種を受ける場合、保護者(親権を有する者又は後見人)が同伴することが原則となっています。保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける子どもの健康状態をよく知っている親族等が同伴し、予防接種をうけることも可能です。

ただし、その場合保護者の委任状が必要となりますので、下記の委任状に記入し、接種時に医療機関に提出してください。

定期予防接種委任状

年 月 日

私は、下記の者に今回の_____予防接種に関する一切の権限を委任します。
(予防接種の種類)

保護者(委任者)の氏名 _____

接種を受ける子の氏名 _____

代理人(同伴者)の氏名 _____

代理人と予防接種を受ける子の続柄()